入 札 説 明 書

可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札の公告（平成２５年５月２９日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者
青森県知事　三村　申吾

２　一般競争入札に付する事項
次の物品の購入

（１）　青森県が取得する物品（以下「購入物品」という）
ア　名称及び数量　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタ　　６６台
イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）　納入期限　　平成２５年１１月２９日

（３）　納入場所　　別紙仕様書のとおり

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒０３０－８５７０
青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）
ＴＥＬ　０１７－７３４－９１０４（担当　福士）
ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

４　技術的事項に関する問い合わせ先
〒０３０－８５７０
青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県環境生活部原子力安全対策課企画防災グループ
ＴＥＬ　０１７－７３４－９２５２（担当　鹿内）
ＦＡＸ　０１７－７３４－８０７１

５　入札・開札の日時及び場所

（１）　日時　　平成２５年７月９日　午後１時３０分

（２）　場所　　青森市長島一丁目１番１号
青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

６　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）　平成２３年６月２９日青森県告示第５５９号（物品等の競争入札参加資格）、平成２４年２月１日青森県告示第５９号（物品等の競争入札参加資格）又は平成２５年２月１日青森県告示第６９号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりＡの等級に格付された者であること。

（3）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（4）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

8　資格の審査等

（1）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））に次に掲げる関係書類を添えて、平成２５年６月２４日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、調書及び証明書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

イ　調達物品の仕様に関する調書（別紙様式２）　２部
購入物品に要求する性能等が満たされていることが確認できる資料（カタログ等）を添付すること。

ウ　納入実績証明書（別紙様式３）　２部
購入物品と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

エ　メーカー及び工場に関する調書（別紙様式４）　２部

オ　サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式５）　２部

（2）　（1）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（3）　（1）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

9　落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製品に係る入札書のみを落札対象とする。

10　入札価格等

（1）　入札価格
入札価格は、購入価格の総額とする。

（2）　入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１

００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11　入札書の提出方法等

（１）　委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式７）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２）　郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２５年７月９日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２５年７月８日１７時までに必着しなければならない。

（３）　電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12　入開札の立会い等

（１）　入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15　落札者の決定方法

（１）　９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16　再度入札等

（１）　開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２）　無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３）　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最

低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

17　入札の無効

（1）　入札の参加資格のない者がした入札

（2）　同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（3）　公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（4）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（5）　その他入札条件に違反した入札

18　入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

19　契約の締結

（1）　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（2）　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

20　検査

検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21　契約代金の支払方法

契約代金は、上記２０の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22　その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札
２　申請書の提出期限　　平成２５年６月２４日
３　提出書類の名称及び提出部数
（１）物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部
（２）調達物品の仕様に関する調書　２部
（３）納入実績証明書　２部
（４）メーカー及び工場に関する調書　２部
（５）サービス・メンテナンス体制証明書　２部

（別紙様式２）

調達物品の仕様に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年５月２９日付け公告）に係る当該調達物品の仕様は下記のとおりです。

記

１　入 札 件 名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札

２　入開札日時　　平成２５年７月９日　午後１時３０分

３　物品の仕様

品　　名	数量	メーカー・型式
可搬型γ線及びX線用 エリアモニタ	６６台	

４　添 付 書 類

購入物品に要求する性能等が満たされていることが確認できる資料（カタログ等）

（別紙様式３）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年５月２９日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入 札 件 名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　平成２５年７月９日　午後１時３０分

３　過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式４）

メーカー及び工場に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年５月２９日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

１　入札件名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２５年７月９日　午後１時３０分
３　メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		住所又は所在地	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		昨年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名　　称	
		住所又は所在地	
		担当者氏名	
		電話番号	
工　場		名　　称	
		住所又は所在地	
		責任者氏名	
		電話番号	
	過去５年間の実績	延べ製作台数	（当該物品及び同等物品）

（別紙様式５）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２５年５月２９日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入札件名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２５年７月９日　午後１時３０分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績（過去３年間）	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制
当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式６）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
委任代理人　　印

入　札　書

	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入札品名	規格	数量	単価	金額
	○○○○○	○○○			○○○
	合　計				○○○

備考　契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

（別紙様式７）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　所在地又は住所

商号又は名称

職　氏　名

記

入札（見積り）件名　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタの購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　平成２５年７月９日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（１）　名　　称　　可搬型γ線及びX線用エリアモニタ
（２）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり
（３）　数　　量　　６６台
（４）　金　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）

（契約保証金）
第２条(A)　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条(B)　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　平成２５年１１月２９日
（２）　納入場所　　別紙仕様書のとおり
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条(A)　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条(B)　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　三　村　申　吾　　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

3　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　第２条(B)、第１０条(B)

可搬型γ線及びX線用エリアモニタ仕様書

仕様書最終確認
鹿内

1　納入物品名

可搬型γ線及びX線用エリアモニタ（以下、単に「機器」という。）　　６６台

2　仕様

以下の性能等を全て満たすこと

（1）適合規格

IEC60532、もしくはJIS Z 4324に規定する規格を満たすこと。

（2）測定線種

γ線、X線（1cm線量当量率）

（3）有効測定範囲

0.1μSv/hから500μSv/hまでの線量当量率を測定できること。最大値を超えた場合には、オーバーフロー表示を行うこと。

（4）線量当量率の表示

３桁以上で線量当量率のデジタル表示ができるものとし、表示文字１文字当たりの大きさは、30mm×30mm以上とすること。表示文字の輝度は、最も明るい設定とした場合、晴天時の屋外においても容易に視認が可能な輝度であること。

（5）時定数

機器本体上で３秒、１０秒、３０秒の時定数が設定できること。

（6）警報音

予め設定した値を超える線量当量率を検出した際、警報音を発生させる機能が付いていること。機器本体上で、警報設定値の確認及び変更ができること。

（7）機器異常

機器異常が発生した場合には、警報音もしくは表示により、ユーザーに知らせることができること。

（8）電源

電源は以下のとおりとし、「①と②の両方を備える」または「①と③の両方を備える」こと。各々の電源にヒューズを備えること。

①AC100V（コンセント）

電源コードにより商用電源（AC100V）のコンセントとつなぎ込みが可能なこと。

②DC（内蔵バッテリー）

備え付ける内蔵バッテリーは、機器がAC100Vにより稼働している時に、機器本体に取り付けたまま充電できること。

③DC（電池）

使用する電池の規格は日本国内で広く販売されているものに限る。

（9）DC電源寿命

上記、②または③の電源により機器を使用する場合は、電池交換、再充電をしなくても、充電状態から3日以上稼働すること。

(10) 外形、重量

緊急時に容易に持ち出し、持ち歩きが可能な形状、重量とすること。そのため、検出部、表示部、警報部、電源等の機器の各構造は一筐体内に内蔵させるか、筐体に取付けて一体として取り扱うことができること。

機器の大きさは、400㎜×400㎜×100㎜以下、総重量は5kg以下とする。

(11) 表示

以下の事項を、容易に消えない方法で、機器の見やすい箇所に表示していること。

①名称

②型式名（製造業者が定めるもの）

③製造番号

④製造年月またはその略号

⑤製造業者名またはその略号

⑥検出部の実効中心

(12) 保証期間

1年間の保証期間をつけること。

(13) 納入場所への設置について

納入時には、別途県が指定する箇所に、緊急時に容易に持ち出しが可能なように機器を設置した上で、納入場所の既存の商用電源（AC100V）のコンセントから電源を供給し、機器を稼働させること。

機器の設置方法は、木ねじ等で固定できる施設壁面への設置もしくは施設が指定する架台への設置とし、設置に必要な金具等は受注者が準備すること。その際、商用電源取込に必要なACの延長コードは、必要に応じ受注者が準備すること。ただし、10mを超える場合はこの限りではない。延長コードは、設置の際、垂れ下がりや余分なたるみ等がないように、ケーブルフック、ケーブルクリップ等で適切に固定、保持を行うこと。

(14) 納入時機器添付品等

①JIS Z 4324箇条8「検査」の事項を示した検査成績書を添付すること。その際、JIS Z 4324箇条8.2「型式検査」に分類されている項目は、同一機器における型式検査の結果を示すことを可とする。JIS Z 4324箇条8.3「受渡検査」に分類されている項目は、機器毎に結果を記載すること。

②JIS Z 4511に規定する校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。校正の体系図は国家標準から記載することとし、国家標準の記載がない校正の体系図は無効とする。

③以下の事項を記載した日本語の取扱説明書を添付すること。

・名称、型式名

・検出器の種類及び寸法

・有効測定範囲
・警報値設定範囲及び設定方法
・取扱上の注意事項
・その他必要な事項

④電池により電源を確保する場合には、１台毎に機器を稼働させることのできる量の電池を添付すること。なお、配備に当たっては、機器毎に添付するものとするが、電池を機器から取り外しておくこと。

3　納入について

（1）納入場所及び数量　　「（別紙）備品納入場所及び数量」参照

（2）納入期限　　平成２５年１１月２９日（金）

4　提出書類

受注者は、以下の書類を原子力安全対策課企画防災グループ鹿内主査（電話：０１７－７３４－９２５２）に提出するものとする。書類の大きさはＡ４版またはＡ３版とする。

（1）作業計画書　１部
契約締結後７日以内及び変更があった場合は速やかに。

（2）機器配備計画書　１部
納入場所への機器配備の７日前まで及び変更があった場合は速やかに。

（3）納入時機器添付品等に示す「検査成績書」「校正証明書」の写し　機器毎に１部ずつ
全機器の検査、校正が終了した後、１０日以内。

（4）作業完了報告書　１部
作業完了後速やかに。各地点における設置状況を記録した写真を添付すること。

備品納入場所及び数量(1/2)

（別紙）

放射線測定器配備場所（むつ市：41箇所）

	施設名	住所	個数
1	第一田名部小学校	むつ市柳町2-7-1	1
2	むつ中学校	むつ市栗山町17-2	1
3	むつ来さまい館	むつ市田名部町10-1	1
4	むつ下北観光物産館	むつ市柳町1-10-25	1
5	柳町ひまわり保育園	むつ市柳町1-9-13	1
6	横迎町保育所	むつ市横迎町2-3-23	1
7	田名部中学校	むつ市緑町22-8	1
8	田名部高等学校	むつ市海老川町6-18	1
9	緑町保育所	むつ市緑町8-10	1
10	海老川コミュニティセンター	むつ市緑町3-1	1
11	苫生小学校	むつ市金曲1-5-10	1
12	新町保育所	むつ市新町6-35	1
13	禄寿荘	むつ市新町32-36	1
14	第二田名部小学校	むつ市小川町1-18-10	1
15	小川町第2白百合保育園	むつ市小川町1-15-13	1
16	市民体育館	むつ市金谷1-7-26	1
17	第三田名部小学校	むつ市大字田名部字赤川ノ内並木14-196	1
18	大平小学校	むつ市大平町8-6	1
19	大平中学校	むつ市並川町2-4	1
20	むつ工業高等学校	むつ市文京町22-7	1
21	大平保育園	むつ市大平町39-6	1
22	大湊小学校	むつ市大湊上町43-32	1
23	勤労青少年ホーム	むつ市大湊上町3-12	1
24	むつ市中央公民館	むつ市大湊浜町13-1	1
25	福寿荘	むつ市川守町5-9	1
26	大湊中学校	むつ市桜木町19-1	1
27	大湊高等学校	むつ市大字大湊字大近川44-84	1
28	奥内小学校	むつ市大字奥内字中野40	1
29	近川中学校	むつ市大字奥内字江豚沢1-2	1
30	関根小学校	むつ市大字関根字北関根99-2	1
31	関根中学校	むつ市大字関根字北関根133-1	1
32	正津川小学校	むつ市大畑町正津川平114-20	1
33	正津川児童館	むつ市大畑町正津川平114-64	1
34	大畑小学校	むつ市大畑町伊勢堂1-1	1
35	大畑公民館	むつ市大畑町中島108-5	1
36	大畑体育館	むつ市大畑町中島108-5	1
37	大畑中学校	むつ市大畑町兎沢17-7	1
38	田名部高等学校　大畑校舎	むつ市大畑町字兎沢17-200	1
39	総合福祉センター	むつ市大畑町観音堂25-1	1
40	むつ市ウェルネスパーク	むつ市真砂町8-8	1
41	むつ市役所	むつ市中央1-8-1	1

備品納入場所及び数量(2/2)

（別紙）

放射線測定器配備場所（東通村：10箇所）

	施設名	住所	個数
1	蒲野沢地区多目的集会施設「山あいの里」	東通村大字蒲野沢字前田24-1	1
2	入口地区多目的集会施設「入口かしわの館」	東通村大字野牛字釜ノ平53-2	1
3	東通村北地区基幹集落センター	東通村大字尻屋字山根61-2	1
4	小田野沢地区学習等供用センター	東通村大字小田野沢字北向37-2	1
5	東通村南地区基幹集落センター	東通村大字白糠字前田44-55	1
6	白糠地区多目的集会施設「いさりび館」	東通村大字白糠字向流109-2	1
7	東通村体育館	東通村大字砂子又字沢内5-34	1
8	東通小学校	東通村大字砂子又字沢内9-4	1
9	東通中学校	東通村大字砂子又字沢内9-4	1
10	東通村役場	東通村大字砂子又字沢内5-34	1

放射線測定器配備場所（六ケ所村：8箇所）

	施設名	住所	個数
1	泊小学校	六ヶ所村大字泊字川原75-17	1
2	泊中学校	六ヶ所村大字泊焼山611-1	1
3	地域交流ホーム	六ヶ所村大字出戸棚沢130-17	1
4	第一中学校	六ヶ所村大字尾駮字野附1054	1
5	尾駮小学校	六ヶ所村大字尾駮字野附968	1
6	二又夢はぐ館	六ヶ所村大字尾駮字二又83-26	1
7	文化交流プラザ「スワニー」	六ヶ所村大字尾駮字野附1-8	1
8	六ケ所村役場	六ヶ所村大字尾駮字野附475	1

放射線測定器配備場所（横浜町：6箇所）

	施設名	住所	個数
1	有畑小学校	横浜町字苗代川目14	1
2	大豆田小学校	横浜町家ノ前川目30-3	1
3	横浜中学校	横浜町字上イタヤノ木91-17	1
4	トレーニングセンター	横浜町字三保野148-1	1
5	南部小学校	横浜町吹越82-1	1
6	横浜町役場	横浜町字寺下35	1

放射線測定器配備場所（野辺地町：1箇所）

	施設名	住所	個数
1	野辺地町役場	野辺地町字野辺地123-1	1